





「精神障害者保健福祉手帳」

のご案内

? 「障害者手帳」とはどのようなものですか 

一定の精神障害の状態にあることを認めるものです。


? どのような人が対象となりますか 

なんらかの精神疾患によって、長い期間にわたり日常生活や社会での生活に制約がある方が対象です。

手帳には、程度の重い方から順に1級～3級まで等級があります。


⇒たとえば・・・

「統合失調症」、「うつ病」、「そううつ病」、「てんかん」、
「薬物中毒やアルコール中毒またはその依存症」、「高次脳機能障害」、「発達障害」と診断された場合など

? どのような支援が受けられますか 

所得税や住民税などの税金が控除されたり減免されたりする、ハローワークで障害者枠の仕事を紹介してもらえる、バス・電車など運賃が割引される、美術館・動物園・博物館など公共施設利用料が割引される、自動車税・自動車取得税が軽くなる（※手帳1級の方）、生活福祉資金の貸付が受けられる、障害者職場適応訓練が受けられる、などの支援があります。

※自治体によって異なる場合があります。

? 申請はどうすれば出来ますか 

申請には、**申請書**（自治体の窓口にあります）、**医師の診断書**（**初診日から6か月が過ぎてから作成されたもの**）、本人の写真、印鑑が必要です。申請は、自治体の窓口で行います。

※2年毎に更新が必要です。（要診断書）

あさなぎクリニックでの診断書料は、4000円です。



あさなぎクリニック・心療内科
ASANAGI MENTAL CLINIC



〒400-0824 山梨県甲府市蓬沢町1099-1

TEL 055-227-1000 <http://www.asanagi.jp/>